

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松江市長

市町村名 (市町村コード)	松江市 (32201)
地域名 (地域内農業集落名)	島根地区 (浜・別所・野波)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月1日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農業者の高齢化・後継者不在が課題である。
- ・有害鳥獣被害が問題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・栽培作物は水稻をメインとする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・中山間地域等直接支払交付金の対象農用地を基本とする。
- 次の農地について、中山間地域等直接支払交付金の対象面積として追加するため、地域計画内農地に加えることを確認した。島根町野波1535-1(1,365㎡)、島根町野波1536-1(1,487㎡)、島根町野波1537-1(1,079㎡)、島根町加賀2888(572㎡)、島根町加賀2895(995㎡)5筆。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・現在の農地利用状況を維持していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・原則として、地域全体の農地は農地バンクに貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
・必要があれば、今後検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市、県やJAなどの関係機関と連携して、地域内外から多様な経営体の確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・必要があれば、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①防護柵の設置等に取り組む。				
⑦地域ぐるみで農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を行う。				